

創 経 第 80 号
令和元年6月21日

市 町 村 長 様
新潟県商工会議所連合会会頭 様
新潟県商工会連合会長 様
新潟県中小企業団体中央会長 様
商 工 会 議 所 会 頭 様
商 工 会 会 長 様

新潟県産業労働部長

山形県沖を震源とする地震に対応した県制度融資について（依頼）

日ごろ、県の中小企業施策の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、御存知のとおり、6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震により、村上市内を中心に被害が発生したところです。

県では、中小企業者等の資金繰り円滑化のため、県制度融資において、自然災害による損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者等を対象として、セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）を設けているところですが、この他にも、一時的な資金需要に対応した小規模企業者向けの短期事業資金、借換のための事業再生資金等、幅広いニーズに対応した制度を用意しているところです。

つきましては、貴団体において、被害を受けた中小企業者等からの相談等に応じていただくとともに、上記制度を積極的に周知いただきますようお願い申し上げます。

○添付資料

- (1) 中小企業金融相談窓口（常設）
- (2) 利用可能な主な県制度融資
 - ① セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）
 - ② 短期事業資金

担当：創業・経営支援課金融係 TEL：025-280-5240 FAX：025-285-3783
--

【別紙】

(1) 中小企業金融相談窓口（常設）

被災した事業所の経営の安定を図るため、相談窓口を設置しています。

- ・ 県庁内（創業・経営支援課内専用電話）
- ・ 電話番号：025-285-6887
- ・ 対応日時：平日8:30～17:30

※なお、市町村、商工会議所、商工会にも相談対応等を要請。

(2) 利用可能な主な県制度融資

① セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）

【要件】	自然災害により直接に被害を受けた中小企業者
【融資条件】	【限度額】3,000万円（セーフティネット資金の他の要件と別枠）
【使途】	運転資金・設備資金
【期間】	7年以内（うち据置2年以内）
【利率】	融資期間3年以内 年1.15%
	融資期間3年超5年以内 年1.35%
	融資期間5年超7年以内 年1.55%
【保証】	新潟県信用保証協会の信用保証付き

※ 次のような損害は対象外

- ・ 直接被害を受けていない状態で生じる損害
（例）交通事情悪化による商品等の入荷遅れ・出荷遅れ等による損害
従業員の出勤率低下等による稼働率低下に伴う生産額減少
風評による客足減少による売上減、等

② 短期事業資金

【要件】	一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者
【融資条件】	【限度額】500万円
【使途】	運転資金
【期間】	1年以内
【利率】	年1.50%
【保証】	新潟県信用保証協会の信用保証付き